

岩見沢市特定事業主行動計画

(令和8年度～令和12年度)
2026 - 2030

岩見沢市

目次

I 特定事業主行動計画について	1
1. 計画策定の趣旨		
2. 計画の策定主体		
3. 計画期間		
4. 本計画の位置づけ		
5. 推進体制及び進行管理		
6. 現状分析		
(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合		
① 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合		
② 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合		
(2) 職員に占める女性職員の割合		
(3) 男性の育児休業取得率		
(4) 男性職員の配偶者出産休暇取得率		
(5) 年次有給休暇取得率		
(6) 職員の時間外勤務の状況		
II 推進項目	7
(1) 職業生活と家庭生活の両立の推進		
① 時間外勤務の縮減		
② 年次有給休暇の取得促進		
③ 子育て・介護等に関する制度の周知、活用に向けた環境整備		
④ 男性職員が育児に参加しやすい環境整備		
(2) 職業生活における女性職員の活躍の推進		
① 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合		
② 職員に占める女性職員の割合		

I 特定事業主行動計画について

1. 計画策定の趣旨

国は急速な少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために平成17年に次世代育成支援対策推進法を、急速な少子高齢化による労働力不足の解消、国際的に遅れている女性の管理職比率の向上、そして家庭・仕事の両立支援を目的に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を平成27年に制定し、様々な取組みを推進しています。

両法では、公的機関が率先して、女性の個性や能力が十分に発揮できる職場環境を整備することを目的とし、地方公共団体を特定事業主として定め、次世代育成支援や女性の職業生活における活躍の推進に対する取組みに関する行動計画の策定を義務付けています。

当市においては、平成17年に次世代育成支援法に基づく特定事業主行動計画、平成28年に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員の子育て支援に向けた勤務環境の整備及び女性職員の登用の拡大に資する取組みを行ってきましたが、両法の目的の実現に向けては職業生活と家庭生活の両立等を図ることが必要となるため、令和8年度より両法の行動計画を一体化して策定することといたしました。

前計画において定めた数値目標の達成状況や課題の分析を行い、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立に向けて計画を策定するものです。

2. 計画の策定主体

岩見沢市長、岩見沢市議会議長、岩見沢市選挙管理委員会、岩見沢市代表監査委員、岩見沢市農業委員会、岩見沢市教育委員会、岩見沢地区消防事務組合が共同で策定する特定事業主行動計画とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、女性活躍推進法に併せて、令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国の制度改正等の変更を踏まえ、5年経過を目途に見直しを行います。

4. 本計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第19条に基づく特定事業主行動計画と女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画の2つを統合した計画と位置付けます。

5. 推進体制及び進行管理

本計画は、職員課において、関係課等と連携しながら取組みを進めることとし、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の把握、分析、評価について、必要に応じて協議を行います。

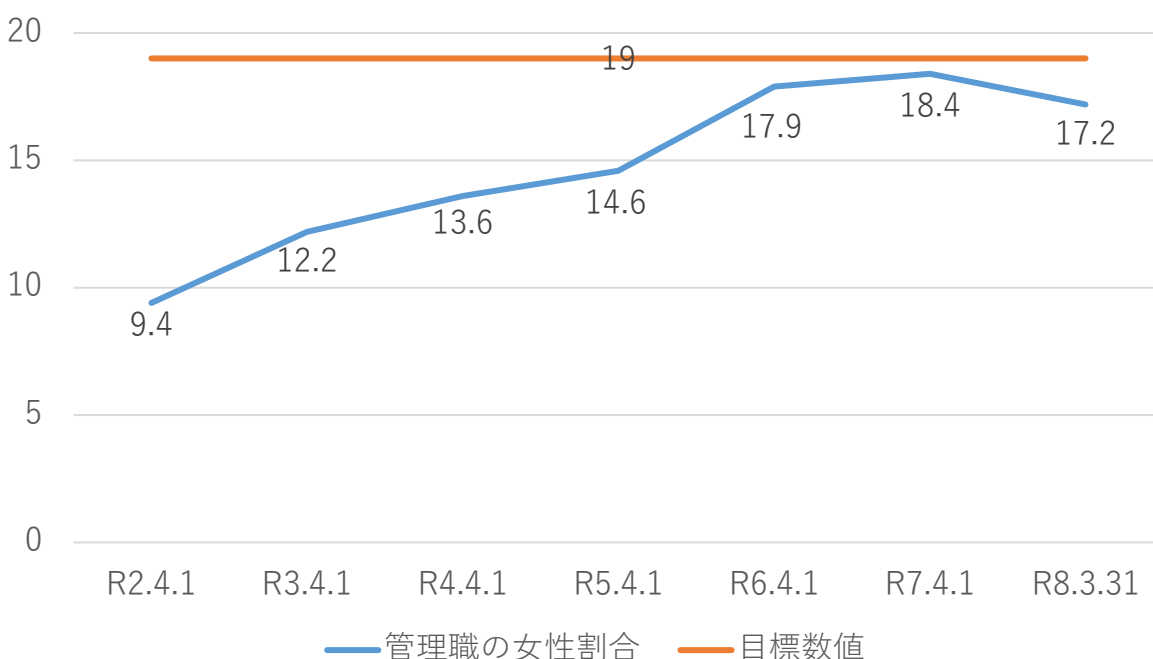
また、本計画に基づく取組みの状況は、進捗状況について年に1回ホームページにおいて公表いたします。

6. 現状分析

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

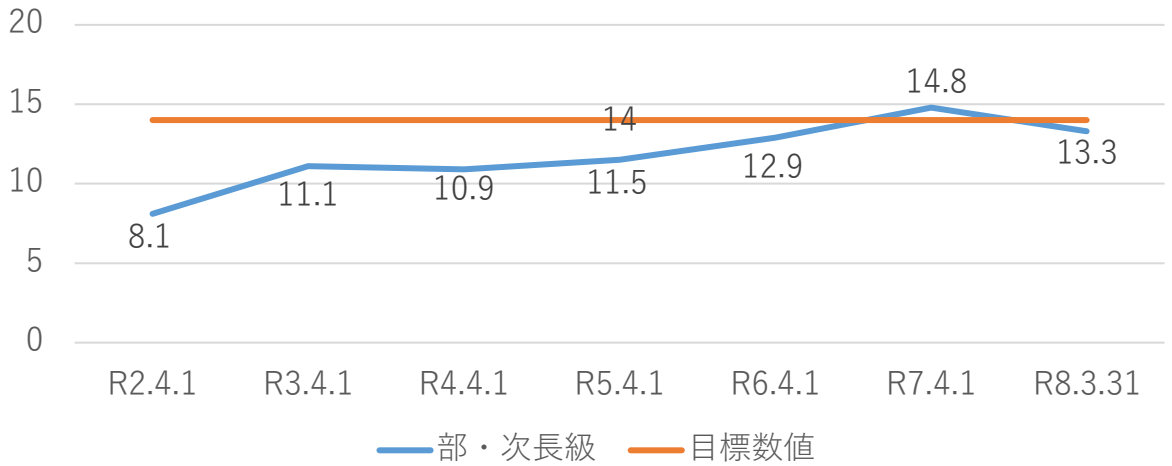
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、前計画策定時の基準である令和2年4月より改善しましたが、数値目標の達成には至りませんでした。今後も引き続き女性課長職、係長職の各役職段階における人材プールの確保を念頭に人材育成を行い、意欲や能力を有する職員を積極的に登用していく必要があります。

① 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

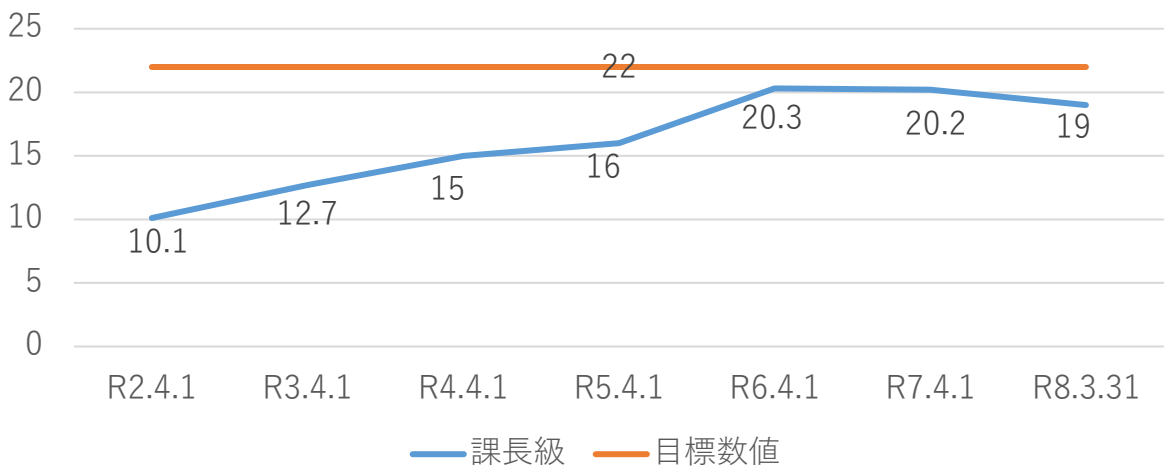


② 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

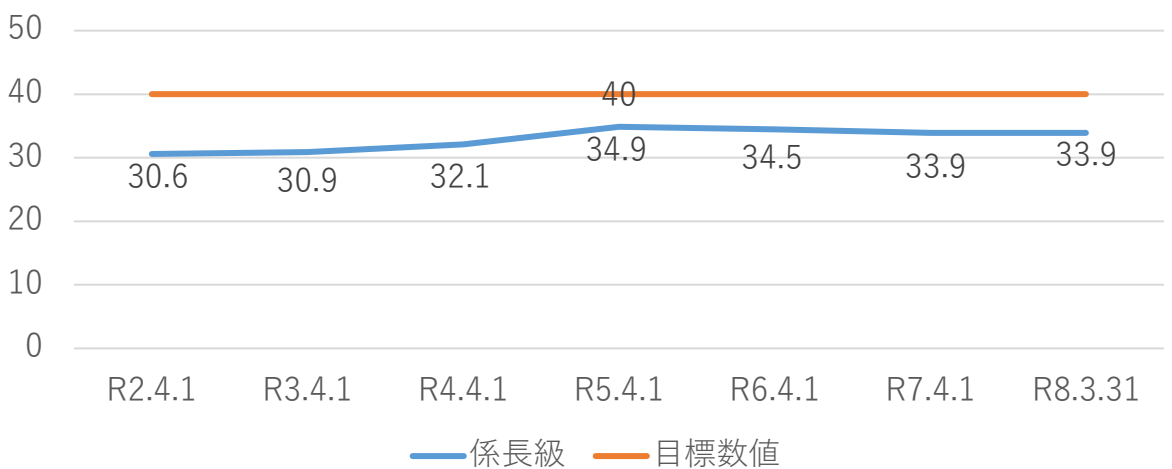
●部・次長職



●課長職

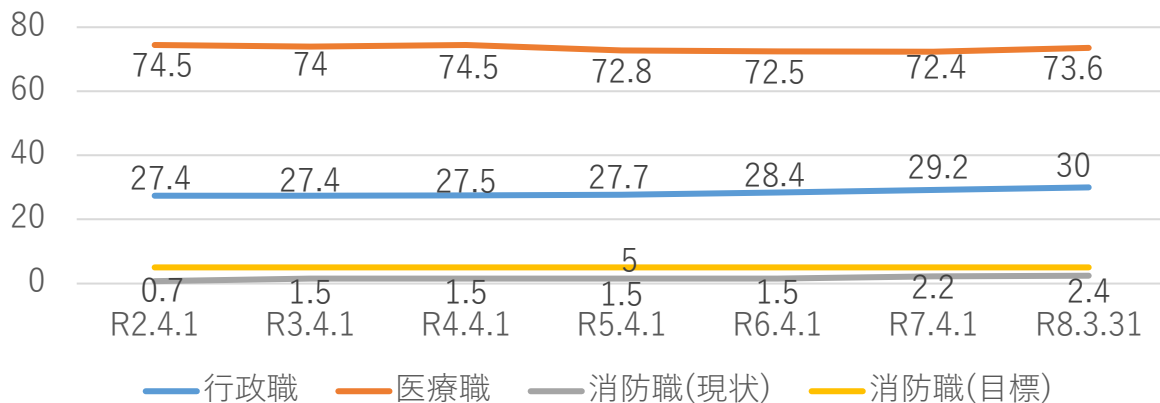


●係長職



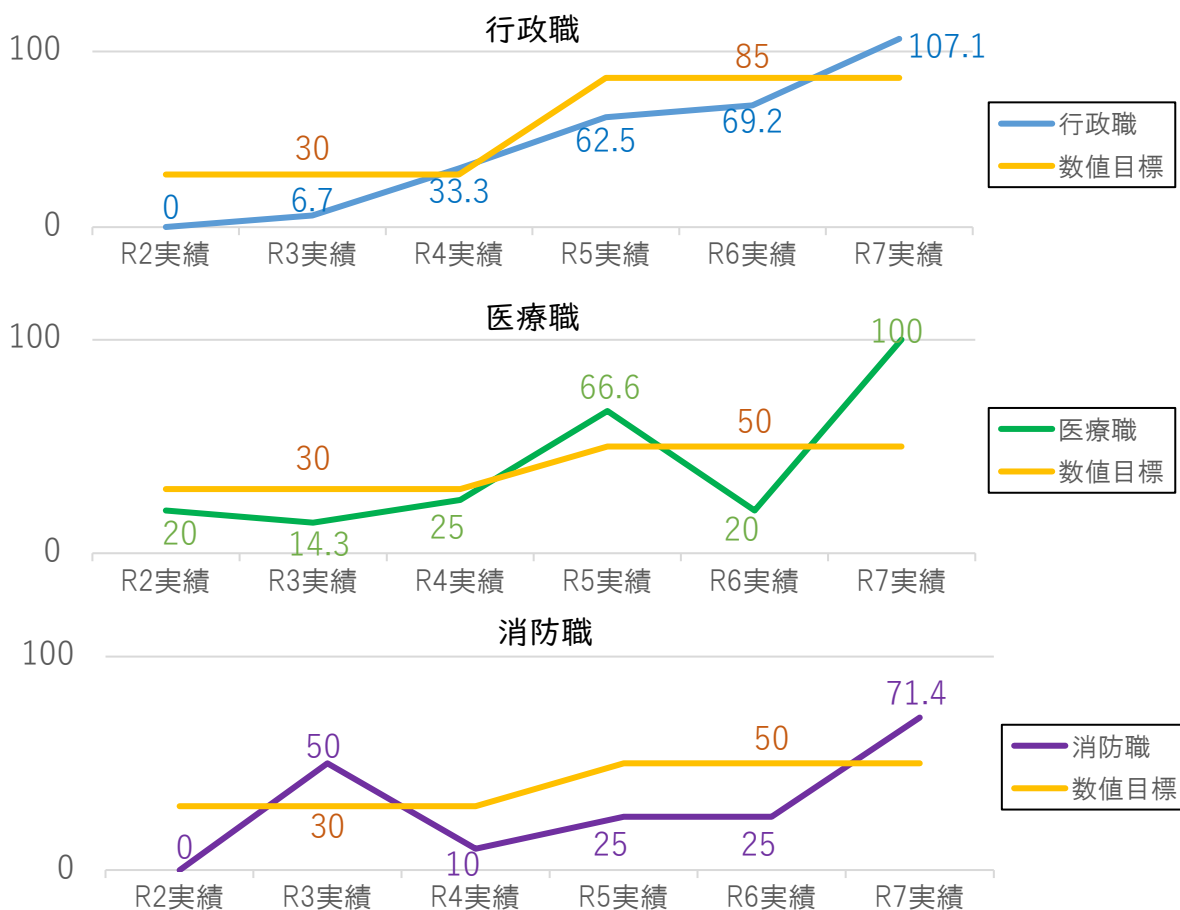
(2) 職員に占める女性職員の割合

職員に占める女性職員の割合については、消防職のみ5%という数値目標を設定しています。採用試験における女性の受験者は増加傾向であり、前計画期間中に1名の採用を行うことが出来ましたが、数値目標の達成には至りませんでした。消防士を目指す学生へに対するアプローチの更なる改善が必要な状況です。



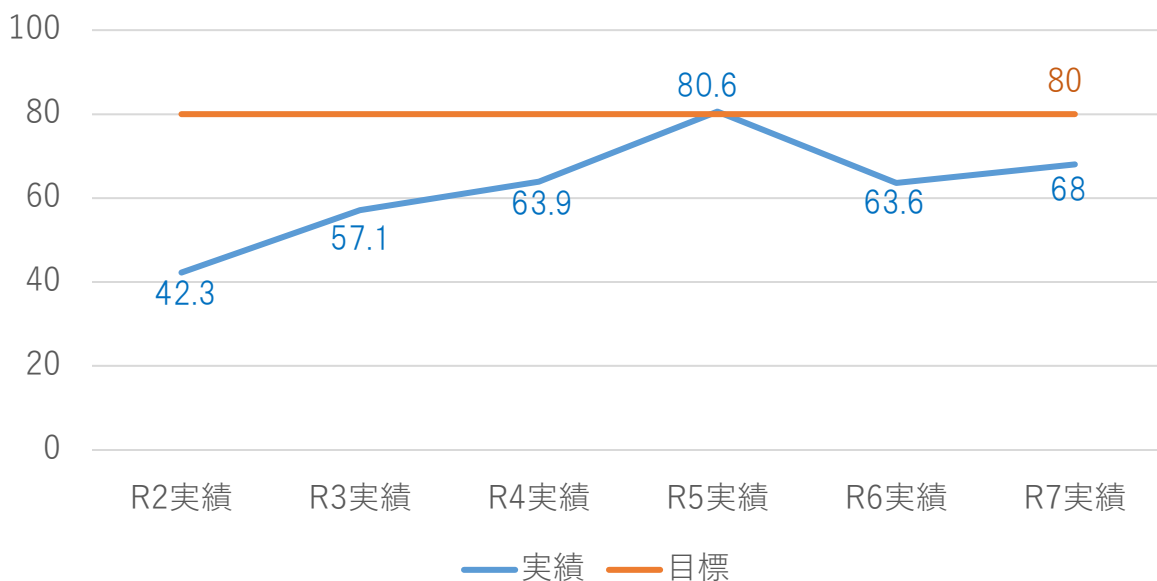
(3) 男性の育児休業取得率

令和5年のこども未来戦略方針に基づき数値目標の引上げを行っています。男性の育児休業取得率は各職ともに増加しており、令和7年度にはそれぞれ数値目標を達成していることから、今後も取得率の維持を図ることが重要になります。



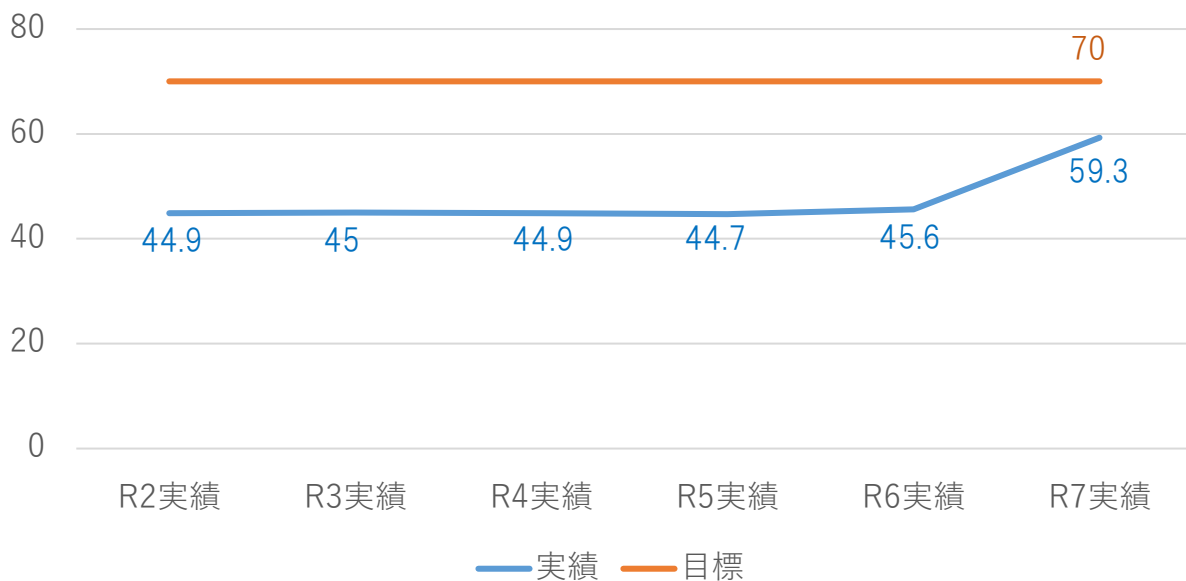
(4) 男性職員の配偶者出産休暇取得率

配偶者出産休暇の取得率については、階層別研修や育児休業取得の相談時に制度周知を行い、取得実績は増加傾向にありますが、数値目標は達成できておらず、更なる取得の促進に向けて対象職員を抱える各部署との連携が必要な状況です。



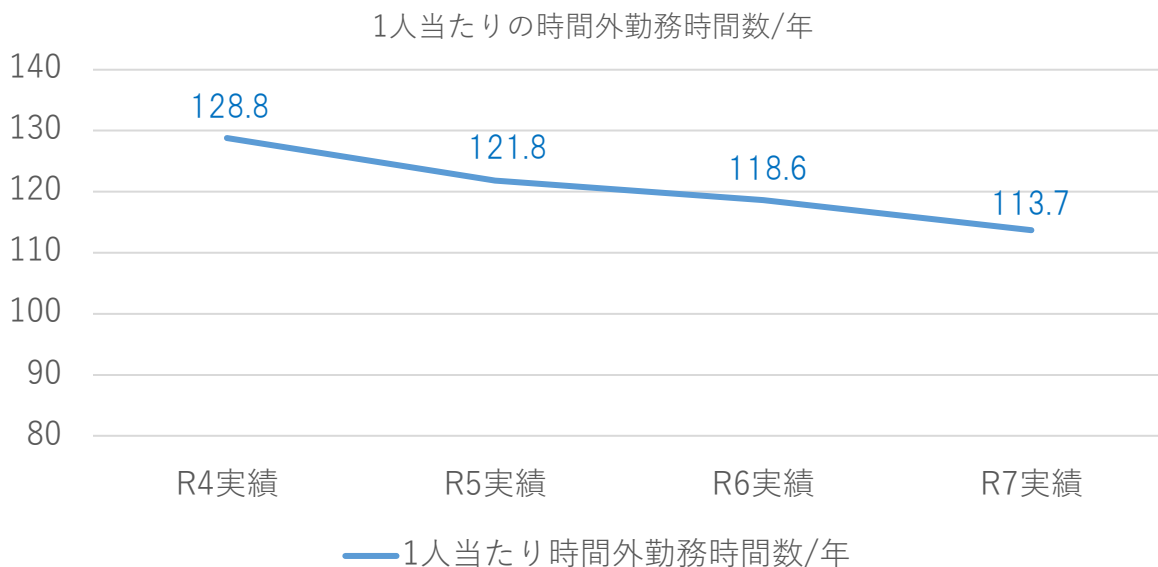
(5) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇の取得率については、計画当初よりほぼ横ばいで推移しており、目標数値までは各職員平均2.1日程度の更なる取得が必要な状況です。



(6) 職員の時間外勤務の状況

管理職員を除く係長職以下の職員の時間外勤務は全体的に減少傾向となっておりますが、行政職、医療職、消防職と各職によって状況は異なります。今後も業務の効率化を進めながら、時間外勤務の増加を抑制することによって、働きやすい職場づくりを進めていく必要があります。



Ⅱ 取組項目

(1) 職業生活と家庭生活の両立の推進

① 時間外勤務の縮減

【数値目標】

1人当たりの時間外勤務時間数 年120時間以下

- ノー残業デーを継続して設定するなど定時退庁のきっかけづくりを推進します。
- 各職場の業務内容、業務量の分析を進めるなかで、適正な人員配置に努めます。
- 超過勤務の多い職場については、業務執行体制の見直しや効率的な業務運営の手法について検討を行うとともに、職員課が所属長とヒアリングを行い、要因分析を行った上で必要な対応について検討します。

② 年次有給休暇の取得推進

【数値目標】

年次有給休暇の取得率 70%

- 所属長による休暇取得の奨励、夏季休暇やゴールデンウィーク等の連休等に併せての計画的な年休取得を推進します。
- 所属長を中心に職場の業務予定やスケジュールなど課内で早期に周知するなど、年休取得の計画を立てやすい環境整備を行います。
- 属人的な業務を減らし、1つの業務に対し複数の職員が対応できるような体制を取ることを進め、職員の誰もが年休を取得しても業務に支障のない環境構築を進めます。

③ 子育て・介護等に関する制度の周知、活用に向けた環境整備

- 制度改正があった場合等について「仕事と育児・介護の両立支援ハンドブック」を活用し制度の周知を徹底します。
- 担う業務を拡大した会計年度任用職員を主管課に配置して、育児休業等の取得期間や業務の状況に応じて、代替職員として活用し、課内の職員を支援します。
- 育児休業を取得した職員の業務をカバーした職員に対して、休業に伴う不公平感の緩和、業務遂行意欲の向上につながる施策を検討します。

Ⅱ 取組項目について

④ 男性職員が育児に参加しやすい環境整備

【数値目標】

男性職員の育児休業取得率 85%(2週間以上の取得率)
配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率 100%

- 男女問わず育児に伴う休暇制度、育児休業制度の制度周知を徹底し、休暇の完全取得から育児休業の取得を推進します。
- 特に男性職員に対しては、配偶者の産後8週の期間における短期の育児休業等の取得について管理職が積極的に促すことにより、男性職員の子育て参加に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成します。

(2) 職業生活における女性職員の活躍の推進

① 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

【数値目標】

各役職段階に占める女性の割合 16%(部・次長職)
24%(課長職)
40%(係長職)

(参考) 管理職に占める女性の割合 21%
(第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン中間見直し数値)

- 能力及び意欲を有する女性職員を積極的に係長職に登用し、キャリア形成、マネジメント等をテーマとした研修を実施し、将来の女性管理職を見据えた人材プールの形成を図ります。
- 業務内容に沿った合理的な男女の役割分担を念頭に置きつつ、多様な職務経験の付与により、様々な部署で活躍できる女性管理職の登用につなげます。

② 職員に占める女性職員の割合

【数値目標】

消防職に占める女性職員の割合 5%

- 女性消防士の確保に向け、専門学校等での就職説明会への参加や進路担当者との進路希望の状況の確認などリクルート活動を推進します。
- 消防士の業務内容などを知ってもらう機会の創出に向けて、対外的な情報発信の方法などを検討します。

岩見沢市特定事業主行動計画
令和 8 年 3 月

岩見沢市総務部職員課

〒068-8686
北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
電話 0126-23-4111(代表)
FAX 0126-23-9977